

厚生文教常任委員会

令和2年1月31日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和2年1月31日(金) 午後5時50分 開会
午後6時48分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 西井 覚
副委員長 奥本 佳史
委員 梨本 洪珪
" 吉村 始
" 谷原 一安
" 内野 悦子
" 西川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 下村 正樹
議員 杉本 訓規
" 松林 謙司
" 川村 優子
" 増田 順弘
" 岡本 吉司
" 吉村 優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古 和彦
副市長 松山 善之
上下水道部長 西口 昌治
下水道課長 井邑 陽一
" 補佐 野地 幸一郎

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩永 睦治
書記 高松 和弘
" 関元 瞳

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第64号 葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて

開 会 午後5時50分

西井委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

付議事件につきましては、12月16日に開催されました厚生文教常任委員会において、慎重審議の結果、説明が不足しているため、閉会中の継続審査とすべきであるという意見があり、協議の結果、委員会で継続審査と決定し、本会議でも同意を得たものでございます。

きのう、委員会協議会を開催し、理事者側より詳細な説明を受けたところでありますが、委員会を開催するに当たり、再度、本案について提案者の内容説明を求めます。

初めに、理事者より発言の機会を求めておりますので、これを許可いたします。

市長。

阿古市長 本日は、委員皆様方におかれましては、全員協議会後のお疲れのところ、厚生文教常任委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

さて、下水道事業の企業会計移行に伴う条例改正案につきましては、12月議会に上程し、当委員会において審議いただいたところですが、公営企業法の全部適用に伴い、新たな条例を制定するという大がかりなものであり、制度の説明や情報提供のための時間が不十分であったことを心からお詫び申し上げますとともに、本日、委員会を開催していただいたことに対し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日は別途資料を用意いたしておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

西井委員長 それでは、ただいまより、本委員会に付託されております付議事件の議事に入ります。

議第64号、葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、議題といたします。

本件につきましては、12月16日に開催されました厚生文教常任委員会において、慎重審議の結果、説明が不足しているため、閉会中の継続審議とすべきであるという意見があり、協議の結果、委員会で継続審査と決定し、本会議でも同意を得たものでございます。きのう、委員会協議会を開催し、理事者側より詳細な説明を受けたところでありますが、委員会を開催するに当たり、再度、本案につき提案者の内容説明を求めます。

本日、たまたま全員協議会でございますが、全議員にも関係するというところで、藤井本議員以外、全部出席されているということでございますので、1名ずつ紹介させていただきます。まず、杉本議員、吉村議員、川村議員、松林議員、岡本議員、増田議員、以上の方が出席して下さっております。よろしくお願いたします。

それでは、提案者の内容説明をよろしくお願いたします。

井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。よろしくお願いたします。

資料を用いまして説明させていただきますので、お手元に下水道事業の地方公営企業法の適用についてという資料をご準備いただきますようお願いいたします。

それでは、まず1ページをお開きください。

本市下水道事業に令和2年度から地方公営企業法を適用することに至った経緯についてでございます。上段には本市下水道事業の現況などを記載しております。下段には、第1章として、公営企業会計の適用の推進について、適用推進の要請に至るまでの経緯と、平成27年1月の総務大臣通知及び留意事項通知の概略を記載しております。その中では、遅くとも平成32年度までに地方公営企業法の全部または一部を適用し、公営企業会計を適用することを要請しております。

次に、2ページをお願いいたします。

下水道事業の地方公営企業法上における関係と、企業会計のメリットなどについて記載しております。上段には、第2章として、地方公営企業法上の法適用関係について、当然全部適用、当然一部適用、任意適用の違いを記載しております。下段には、第3章として、企業会計の特徴と適用の主なメリットについて、経営管理の向上と経営の効率化とサービスの向上について記載いたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

第4章、法適用の範囲として、1項に法適用の分類を、2項に財務適用と全部適用の比較につきまして、定義、財務規定、組織体制、職員の身分について、項目別での比較表を記載いたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

3項、執行体制について記載しております。全部適用における管理者設置と管理者非設置及び財務適用における会計管理者に事務委任をする場合としない場合の事務執行体制につきまして、事務体制、人事給与、契約等、出納及び会計事務、予算調整、決算調整について、項目別での比較を記載しております。

次に、5ページをお願いいたします。

4項、分類別比較表につきましては、現行方式、非適用と下水道事業単独における全部適用と財務適用及び上下水道事業組織統合における全部適用と財務適用につきまして、経営状況の明確化、職務権限、身分取扱い、使用料原価の明確化、住民の理解、世代間公平負担、国の方針・方向性、財政面、組織面の項目につき、比較表を記載しており、総合評価としてそれぞれの評価をいたしております。下水道事業単独で全部適用する場合は、効率性、機動性のメリットがあるとして、丸優位といたしました。さらに、同じ全部適用でも、上下水道事業を組織統合した場合は、合理的な組織体制の構築が期待できるとして二重丸、最も優位と評価いたしました。

最後に、5項、検討結果のまとめといたしまして、本市の下水道事業における法適用の方針として、適用範囲は全部適用とし、管理者は設置しないものといたしました。

なお、本市では、最終的には、先ほど評価いたしました二重丸の上下水道事業組織統合での全部適用を目指しますが、移行当初、当面は下水道事業単独での全部適用とすることといたします。

次に、添付の資料1をごらんください。A3の表になっております。

平成31年度の下水道事業の当初予算を企業会計予算に置きかえたイメージを記載いたして

おります。左側に現行の予算の状況を、それを右側では企業会計に置きかえた場合、こうなるというイメージをお示しするものでございます。

最後に、添付資料2をごらんください。

令和2年度の予定開始貸借対照表のイメージを記載いたしております。令和2年4月1日時点での資産、負債、資本の額をイメージとして表示いたしております。

以上、簡単ではございますが、地方公営企業法の適用についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 きのう協議会を開いていただきまして、そしていろいろと説明をいただきましたので、ほぼ、これ、勉強不足というか、この全部適用はどういうことなのか、財務適用はどういうことなのかと、そういうようなことが全然、僕は勉強不足で、あんまり理解をしてなかったもので、今、市長が、きちっと議第64号の条例を出してくるについて、説明不足やったから、今おわびしますというふうなことをおっしゃったので、そのことについては了解をさせていただきますけれども、ほんとこれが出てきただけでは全然何のことかわからへんから、もっと早いこと、きのうのように、この表なりを出していただいて、そしたら、僕は、もうちょっと理解はできたかなとは思いますが、そのときも、企業会計でこういう形をとるねんというふうなことが、本当に、これ、理解できへんだから、これ、継続審査になったということなんです。僕らの勉強不足だけなのか、理事者側のきちとした説明がなかったのか。それは、市民の方はあれやけれども、ちゃんとした説明がなかったの、こんな状態で継続審査になったと僕は思ってます。ほいで、きのうも副市長等の説明の中で、これは予算編成をやっついていかないと、令和2年度の予算編成を。それを、これ、継続審査のこれをちゃんと議決を早めにしとかんかったら、二重の予算書をつくらなあかんようになるねんと。職員もそういうふうな対応をせなあかんねんと。こんなことをしていかなあかんような形に持ち込んでほしくないですよ。言わへん言うたんやから、市長が今これで謝らはってんから、それはそれで、あんまり言うあれはないですけども、ただ、全部適用の中に、僕もこういうことははっきりとした方がええと。企業会計にして下水の事業にどれだけの費用がかかって、どれだけの負担を市民がしていただかないかんねんというのがこれからはっきりしてくるから、企業会計できちとした方がええというのが、そういう趣旨でございました。ただ、この全部適用の中でも、そのとき質問させていただいたのが、二重丸の方でやられると、こういうふうには僕は思っておりました。そやけど、その質問の中で、西口部長は、上水道、下水道、別々の企業体制でやるねんと、こういうふうにおっしゃったので、ああ、そうか、一重丸の方かと、こういうふうに思いました。これを、今、課長は、当面の間と、これでいくんやと、こういうふうにおっしゃってますけども、本来は二重丸がええんやけれども、当面はこういう形でいくんやと、こういうふうにおっしゃってるんです。ただ、それは多分、県の水道の一元化というんですか、それら辺のことが議題になるのではということ念頭に置いて

そうおっしゃってるのか。ようわからんのですが、僕は、これ、二重丸でやって、水道事業がきっちり黒字を出してるわけだから、その黒字の部分、下水道では大きな負担が出てくるわけで、できれば様子を見て、この黒字の部分……。

(発言する者あり)

西川委員 負担を、僕の理解が違ったら、また、ちゃんと訂正してください。

その黒字の部分、ごちゃごちゃにしたらあかんけれども、下水道の方に、ちょっとでも負担が軽くなるような形を、一緒にしたときにはとれるのと違うかなと、こういうふうには思ってるのか、それはできないということなんですか。企業会計を、結局は二重丸ということは、上水道、下水道の企業会計を別々にするんじゃなしに、両方とも一緒になるということですね、この二重丸は。違うの。一緒にならへんの。どこまでも一緒にならへんということ。そここのところを教えてください。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 まず、5ページに示しております、上下水道事業組織統合した場合ということでございますので、例えば、建設改良とか維持管理を行う下水道課、そして、同じく建設改良、維持管理を行う水道課の間に、多分、共通の事務をやるであろう、例えば、想定されるのが、上下水道総務課的な、総務とか料金を専門に扱う課が新設される、そういったところを想定しております。

それと、あくまでも、組織としては統合いたしましても、全く別々の会計になりますので、資金融通という形では、長期の借入れ、あるいは短期の借入れという意味では、下水道課の財源を一時的にお借りすることは可能ではございますが、その財源を下水道課が使用するといったことは、今のところ無理と考えております。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 今のところ無理、そうすると、あくまでも企業として一体的な組織体制にできるというだけで、職員が上下水道を、今は上水道、下水道と一応分かれてる職員やけども、職員は一緒に、一体になれるけれども、会計としては全部別立てでやるんやと。その中で、貸し借りはできる可能性はある。今も貸し借りはできる可能性はあるんですか。今、この一重丸の場合は。それでもできるということですか。

井邑下水道課長 はい。

西井委員長 ほかに。

吉村委員。

吉村始委員 今の西川委員の質問で、関連なんですけど、結局、私の理解がまた合ってるかどうか確認をしたいんですが、上下水道事業、組織が統合であったとしても、会計は全く別だというのは、私は、1つの理由として、下水道普及率がどんどん上がってはきてはいるけれども、上水道の受益者とはかぶるということがないということが1つと、それから、もう一つが、インフラです。それが全く共有できないというか、かぶらないということの2点があるというふうに思って、もちろん、今おっしゃったみたいに、県の広域の問題もあります。それは当

面の問題としてあるんですが、このような理解でよろしかったかどうか。それだけ確認をさせてください。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 おっしゃるとおりで結構かと思えますけども、まず、先ほどから申しておりますように、水道事業と下水道事業の財政面での統合というのはあり得ないというところで、予算、決算についても別々の事業として出てまいりますのでということでお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 この表だけで僕は判断をしてるねんけど、二重丸の全部適用のところの表の中で何が違うんやろなと思うたら、ここに書いてるのが、組織面で、会計面と組織面と僕ようわからんけど、企業として一体的な組織体制、組織体制だけが一体的なことであって、会計は別やねんと。それも全部含めての一体的な体制ということではないんやと。会計はあくまでも別ということなんですか。

西井委員長 答弁、今の一応して。

井邑課長。

井邑下水道課長 西川委員のおっしゃるとおりで、会計は全く別のものがございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 今回の条例改正案ですけれども、幾つかの行政組織等にかかわる条例以外にも関係する条例の改正案としてということで、一括で出てきてるわけですけれども、基本的には、今、市長部局の一部局である下水道事業、したがって、会計も特別会計である下水道事業を、地方公営企業法の全部適用とするということの内容とする条例案が出てきております。そこで、これについては、私は、組織が、市長部局の一部局が外へ出て、公営企業になるということで、大きな変化であるし、組織的にも、さらには職員も場合によっては身分が変わります。さらには、私が一番関心を持つのは、将来、下水道事業、住民の皆さんが等しく受益されている事業ですので、それに当たって、料金の問題、サービスの問題、さらには、一般会計から大きな繰り入れを下水道会計には行ってます。それが、ただいま葛城市では大変財政事情が厳しくなる中で、今後、将来、繰入金がどうなるのか。それによって住民の料金についてもご無理を言わなあかんというようなことがあると。そういうさまざまな問題があるので、しっかりと地方公営企業化について、どういうことかということについてお伺いしたいと思っております。

3点質問します。1つは、今回大きな改正になりますので、改正の目的、大きなこういう改正をする目的は、どういうところにあるのかということをお聞きしたいんです。その際に、地方公営企業法においては全部適用を義務づけている事業があります。水道、バス、鉄道等、これは、収益性の高いものについては全部適用で地方公営企業にしないといけないわけ

です。ところが、病院、例えば大和高田市立病院のように、市が病院を経営するときは、これは一部適用というふうに地方公営企業法でなっております。つまり、病院については大変収益性が低いので、だから、比較的公的な関与を、市の関与を求めているのだらうと思うんですが、できやすいということでしょうと僕は思っているんですが、一部適用となっております。しかし、下水道事業については任意適用なんです。何で任意適用かという、これまではとてもじゃないけど採算が合わなかったわけです。莫大な設備投資をして、それは、国からも、市からも、そういう起債も行ってインフラ整備してきたわけですから、そういうのを全部入れるとそもそも経営が成り立たないわけですから、任意事業になってたと思うんです。今回、こういう地方公営企業法の規定がある中で、なぜ全部適用という形で今回条例を出されたのか。その目的についてお伺いしたいというのが1つです。

2番目ですけれども、一部適用、全部適用ということで昨日も全員協議会の中で詳しくお話を聞きました。それで、一部適用でも地方公営企業会計をとるわけです。さらに、管理者についても、今回出てる条例については市長を管理者とするということで、独自に管理者を置くと別に手当が発生するから、それは置きませんということになるわけです。そうすると、大きな違い、一部適用、全部適用が、今回の条例では、職員さんの身分が変わって、上水道と一緒にしやすいと。上水道の職員は既に全部適用ですから、一般の行政職員と違う身分になってますから、同じ身分にして、先ほどあったように、合理的に、義務が同じようなところがあったら共通してやりましょうと。今回の条例では、そこぐらいが適用として大きな違いになるのかなと。その認識でいいのかどうか。全部適用、一部適用についてなってます。それについて、今回の条例案では、会計は一緒ですよ。一部適用でも全部適用でも地方公営企業会計である。管理者についても、市長やから、これも余り変わらない。職員さんは身分が変わります。それから、あと、契約とかいう点についても、一部適用、全部適用、一緒ですので、大きな違いがそこぐらいなのかなというふうに思ったんですが、この認識でいいのかどうかお聞きします。

3番目は、財政上の問題です。葛城市から、現在一般会計から下水道事業特別会計に幾ら繰入れているのでしょうか。これを企業会計とした場合、収益的収支の赤字、黒字、収益的収支、資本的収支は幾らになるというふうに見込まれているかということ、現在の試算で資料がついておりますけれども、それについて質問したいと思います。

以上3点です。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 今、谷原委員から3点ご質問がございました。

まず、第1点目の、改正の目的でございます。資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。まず、初めにというところに、下水道事業は地方財政法上の公営企業であり、その経費は、特定の経費を除き、当該企業の経費に伴う収入で賄うこととされていますが、地方公営企業法上においては任意適用であることから、本市はこれまで地方公営企業法を適用してまいりませんでした。下水道事業は都市基盤として公共性が高い重要な事業であり、本市は昭和57年度から事業に着手して、集中的に多額の投資を行ってきた結果、下水道普及率は

98.96%となりました。しかし、このことにより多額の負債を抱えることとなり、財政の硬直化を招いております。

経営基盤の強化と財政マジメントの向上により的確に取り組むためには、公営企業法を適用することによる貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を通じた、みずからの経営成績、財政状態の正確な把握が必要となってまいります。平成27年1月には、人口3万人以上の市区町村の下水道事業について、遅くとも平成32年度までに公営企業会計に移行することを総務省から要請してきております。まず、これが今回、公営企業法を適用する目的と言えるのかどうかわかりませんが、そういうところです。

2番目の、一部適用と財務適用のお問いでございますが、長くなりますが、まず、本市を全部適用とする決定に至った経緯について説明させていただきたいと思っております。まず、平成26年度に、移行に関する基礎調査を行いました。基本方針の検討がそこでは行われました。そこでは、1番として、既に上下水道部として組織統合済みであり、統合に係る調整が不要であること。2番、一部適用の場合、事務事業の執行について、一般関係部局との調整が必要であり、事業運営に関する機動性及び迅速性が図れないこと。3番目には、同じ市の法適用の公営企業でありながら、水道事業は全部適用に対し、下水道事業が一部適用とした場合、内部、外部から見てもわかりづらい状態となるという3点の理由で、全部適用の方向性で進めることとされました。その後、平成27年度以降、全部適用を前提とし、準備が進められてまいりました。私が、平成28年11月、下水道課に異動してまいりました後、平成29年度にはゼロベースで見直し、検討いたしました。一部適用に方向性を転換するという理由が見当たらないため、当初のとおり全部適用でいくとの方向性を確定いたしました。確かに一部適用のみで国の要請には応えることはできません。また、移行準備についても、全部適用よりはるかに経費が少額で済み、労力もわずかで済みます。そういった理由で全部適用については余り深く検討せず、一部適用とした市町村もあるのではないかと考えられるところではございます。

しかしながら、今後の更なる組織統合等を考えたとき、水道課と下水道課の総務部門や料金部門を統合し、上下水道総務課的な新しい課の設置の検討も考えられます。そうしますことにより、共通経費のコスト削減、水道料金、下水道使用料の窓口の一元化による市民サービスの向上、水道事業で培ってきた全部適用の経験知識を下水道事業にも生かし、効率的な事業運営が可能といったメリットを享受することができると思います。そのときに一部適用と全部適用が混在しますと、閉塞的な指揮命令系統による職務権限や身分上の混乱を招くこと、具体的には、同じ課内に企業職員と一般行政職員が在籍することなどが挙げられますことや、執行する事務、例えば、契約事務や労務管理事務についても、やり方が異なることによる混乱が生じることが予測されます。

以上のことにより、全部適用と決定した経緯でございます。

最後に、繰入金についてでございますが、資料1をお開き願います。まず、平成31年度の官庁会計による今年度の下水道事業会計予算でございますが、歳入予算、4項繰入金では、当初予算で7億387万9,000円を計上いたしておるところでございます。これを公営企業会計

風に置きかえますと、まず、収益的収入、営業外収益の2項3目他会計補助金5億8,937万7,000円と、下の方、資本的収入の3項1目他会計補助金におきまして1億1,450万2,000円と、このような形になると思われます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 法律上、水道事業は全部適用になってます。病院は一部適用なんです。だから、全部適用にするか一部適用にするのは任意なので、それについていろいろ、一部適用と全部適用の違いを丁寧に説明する資料を出されてるんですが、そもそも法律上、病院で、これは一部適用ですと。水道は全部適用ですと。その違いは、法律上の趣旨はどういうことですかということを知りたいんですが、それについてなかったの。

西川委員 病院はあらへん。

谷原委員 病院というのは、法律です。地方公営企業法という法律の中に書いてあるんです。だから、一部適用と全部適用の違いが、病院と水道では違ふと。下水は任意適用だから、どっちでもいいとなってるので、そもそも一部適用、全部適用で違いをつけてるという法律上の理由は何ですかということを知りたいんですが、ただ、これは国に聞いてくれと言われたらかなへん話ですけども、ご答弁がなかったの、ないものとして。

西井委員長 答弁できる。できへんの。

井邑下水道課長 できません。

谷原委員 わかりました。2回目の質問ということでまいります。

今回、全部適用とするという理由なんです。先ほど説明されました。その中で、1つだけお聞きしたいんですけども、私が懸念してますのは、先ほど言いました、病院については、非常に収益性が悪いから、一部適用にして、市の関与をできるようにすると。先ほど、一部適用と全部適用で、全部適用にした理由の中に、事務については、市長部局と協議をしながらやっていかなあかんという、そういう煩雑さが出てくるというふうなことをおっしゃったんです。ここかなと私は思ったんです。だから、そうでなかったらそうでないで結構なんですけれども、私が見るところでは、あんまり全部適用、一部適用で、職員さんの管理についてはいろいろ出てくるかもわからないけれども、どうもそれだけではないのではないかとこの疑いがあるものですから、しつこく聞いてるところなんです。それがあるのかどうかお聞きしたいんです。つまり、先ほど言いました、全部適用するとき、2番目の理由として、事務事業について、市長部局と協議しなければやっていけないからと。つまり、そういう形でも市の関与はあるわけなんです。だから、そういうところがどうなのかと。それが外れることになるのではないかとこのことを懸念してるということなので、それがどういうことなのかということをもう一つ具体的に聞きたいんです。

それから、3番目の、財務上の問題なんですけれども、国の、あるいは県の財政上のあり方として、今でも多分、国の方から、県の方から補助はおりてると思うんですけども、全部適用、一部適用に関係して何かの違いが出てくるのかということをお聞きしたいんです。これは、将来的なこともあるんですけど、ただ、今さっきの答弁からいうと、もう既に全部

適用ということで、財政的な補助を受けてはるんかなというふうに思ったんですが、つまり、要は一部適用やったら移行に経費が少額で済むというふうにおっしゃってたから、それはどうなのか。つまり、一部適用、全部適用によって、これまでも準備をされてきていると思うんですけども、それについての経費が、国によって補助金について違いがあるのか。将来において、地方交付税の算定の基準でもいいですけども、何らかの違いが発生するのかということをお聞きしたいんです。特に変わらないんやったら変わらないで結構ですし、いや、そこは全部適用と一部適用では大きな違いがあるというような違いがあるということであれば、それについてお伺いしたいんです。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

論点がなかなか、申しわけございません。お問い合わせいただいた数に対して同じ数だけお答えできるかというのは非常に難しゅうございますので、もしお答えが漏れてるところがあればまたご指摘いただきたいと存じますが、まず国の関与でございますが、1つは投資的経費、整備をするときの交付金の関係がございます。社会資本の交付金になります。こちらにつきましては、実は、この根拠、そもそも移行の根拠となりますものが、法そのものに期限が書いてあるわけではなくて、総務省からの総務大臣の指針、通知という形で、法の強行規定ではない形ではありますが、実は、国の関与の仕方として、実質的には、全部であろうが一部であろうが、要は、公営企業会計に移らなければ社会資本の交付金が今後はもらえないといった関与がございますので、こんな言葉を使っては語弊があるかもしれませんが、実質的なペナルティーが今後の建設改良においては生じてくるということが実際予定はされております。

それから、地方交付税の関係でございますが、いずれにしても、先ほどから委員のご紹介のございますように、公営企業会計にして、もうかっているか、もうかっていないか、あるいは料金等として適切に転嫁をしているかどうかをわかりやすくするために、財務の手法は企業会計に移行すべきというものの中にも、これは、委員先ほどからご紹介いただきますように、本質的に、例えば病院に例えますと、救急医療でありますとか僻地医療もやっている病院というのは、なかなか、逆に言いますと、整形外科に特化するか、もうかる部分だけをやって、しっかりと黒字出してますよというわけには、公立の場合にはいきませんので、そういったところをしっかりと補足をしながら、不採算な部分についてはしっかりと一般会計からも応援していきなさいと、そういった内容をそれぞれの事業ごとに総務省で分析なさせて、繰出基準という形で示されておりますので、これにつきましては、下水道事業についても繰出基準がございます。公営企業会計に移ることによって、繰出金から他会計補助金というふうに、支出あるいは歳入の科目の呼び方は変わるわけではございますが、繰出基準という考え方自体は同様でございますので、そういった意味では、もともとそういった基準にのっとって、葛城市に対して地方交付税が交付されてきておりますので、よほど一般会計側で財政緊急事態等がない限りは、計算上入っているものについてはしっかりと繰り出していくべきであろうという中で考えていくべきであろうかなと思っております。

それから、非常にご心配いただいております部分の、全部適用か一部適用かの部分につきましては、これは端的に申し上げまして、組織の形と職員の身分になってまいります。ここにつきましては、お問い合わせがございましたが、そこまで十分に総務省に聞かないとわからないところもございしますが、職員の身分の関係が、経営の財務の状況の結果とどれだけ連動して機敏に対応ができるかできないかというあたりで多分差があるんだろうなと思っております。

先ほどから下水道課長がご説明を申し上げますとおり、今の検討の段階では、あくまで積極的な、いろいろなメリットが、全部適用である場合には、組織的に更なる合理化を図る等のメリットがありますよということなどを検討いたしまして、やらない理由はないのではないかというふうな観点から、移行すべきということを担当部局では検討してまいったということを述べておるわけございまして、逆に、委員が非常にご懸念をさせていただけるように、逆の観点から、このリスクがあるのではないかということがあれば、ぜひともご教示いただきたいなと思っております。

私からのご説明は以上でございます。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。

私の方からは、事務事業での一部適用と財務適用の違いについて述べさせていただきます。

まず、法適用に関しましては、事務事業がふえることは確かではございます。まず、出納事務、資金管理事務が増加します。これは、一部適用、財務適用とも同じ量の増加量となります。あと、全部適用とした場合、入札契約事務を下水道事業において行うこととなります。それと労務管理事務、例えば、社会保険の加入手続であったりとか、その方面でも下水道事業がみずから担う事業として増加はいたします。

それと、一般会計からの繰入金に関しましては、令和2年度、公営企業会計として予定しております繰入金、補助金と名称を変えさせていただいて、収入いたすこととなりますけれども、非適用、現状と考え方は全く同じで、資金収支で不足する額を繰り入れていただくというところで、法適用後も全く変わるところはございません。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 3回目で意見だけということになりますけれども、どこがデメリットかというところを具体的に指摘してくださいということなんでありますけれども、私は、1つは、水道事業とのかかわりがあるかと思えます。水道事業については、今、奈良県が県域水道一体化ということで、今後、議会としても議論していかなければならないわけですから、広域化に参加するということになれば、当然、葛城市の下水道事業と組織的に分かれてしまうわけです。ですから、言ってみれば、職員の身分を共通にすることによる事務量の軽減ということは、現実に流動的かなというふうに私は思っております。一部適用、全部適用ということについてですけれども、今回の案は、比較的一部適用に非常に近い形だろうと。特に管理者の設置の問題が私は大きいと思うんですけれども、それについては、財政上の問題もあることだし、

市長を管理者としてやるということですので。主立ったところは職員の待遇面のところと。地方公営企業法によっては、これは一般職員と違って、労働協約を締結できる、団体交渉権を持つ職員になるわけで、職員の賃金についても、今は人事院勧告で決めておりますけども、最終的にはそういう労働協約のような形で、締結を求められたらやらなければいけないとか、いろんな実務的なところがふえてくるということもありますので、私としては、急ぐ必要はないのではないかなというふうに思っております。それが見解です。ずっと私は、前回の予算委員会でも述べましたけれども、財務の問題で、客観的に今の下水道事業はどういう状態かということ、地方公営企業会計で把握するというそのものを、もうここまで作業も進んでいますし、否定するものではないんです。だから、結果として、実際によくわかるようになると思います。その上で、市民の方のサービスをどうするか、財政をどうするかということは、しっかり議論していけばいいと思っております。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、今回の条例についてですが、葛城市の下水道事業について、地方公営企業法の規定の全部適用をするという条例について、反対の立場で討論させていただきます。

今回、先ほどから述べましたように、地方公営企業法では、全部適用、一部適用、そして任意適用ということで定めているところでもあります。今回、下水道事業について総務省の指導もありまして、先ほどありました、財政上のいろんな誘導もあって、地方公営企業法の適用をなさいということで、この間、例えば、財務諸表を整えていくための準備とか、あるいは固定資産台帳を整えるとか、ずっと準備をされてこられました。それについては、そちらの方向に行かざるを得ないというふうに私は思っておりますけれども、全部適用か一部適用かということにつきましては、意見がありまして、一部適用で葛城市の場合は、現状ではいいのではないかという判断であります。その理由は、先ほど言いましたように、水道事業のこともありますが、本来下水道事業というのは、下水道法にも定められてますように、都市の公衆衛生を向上させるという非常に公益性の高い事業でありながら、実は非常に収益性が低い、よくない。水道事業は、葛城市、大変優秀で黒字なんです。多くの財産も持っております。基金も持っております。更新費用も、住民さんからいただいた費用の中で、ちゃんと独立採算制に近い形で優良な経営をやっているところは全部適用では、これは望ましいと思うんですが、下水道事業にかかわりましては、非常に採算性の悪い、つまり、一般会計の繰入れを、結局頼らざるを得ないというところがあります。その中で、市あるいは

議会としての関与が、私は、一部適用の方がまだできるというふうな判断に立って、一部適用ということできたいと思います。それは、私の思い込みなのかもわかりません。具体的にどうも、はっきり私は、今の時点でなかなか具体的にこうやというところは言えないんですけれども、そういうふうな認識で、公営企業会計に移ること自身については、私は反対ではないんですが、全部適用、一部適用につきましては、一部適用が望ましいという観点から反対いたします。

以上です。

西川委員 一部適用って、財務適用のことを言うてんの。

谷原委員 いや、一部適用というのは、総則と財務と……。

西井委員長 討論ですよって、もう打ち切られたら。

谷原委員 以上。

西井委員長 ほかに討論はございませんでしょうか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 私は、今回の議第64号、葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することにつきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、今回、国の方で、人口3万人以上の市区町村の下水道事業について、遅くとも平成32年度までに公営企業会計に移行することを要請されているという、それが前提としてあるんですけども、説明をお聞きしますと、現段階でやらないメリットは見当たらないということで、それを踏まえまして、公共下水道というのは、そもそも住民生活に欠かせないライフラインであって、これは将来にわたって絶対に維持していかなければならない社会資本でございます。継続的にその事業を実施していくためには、経営状況を的確に把握して、安定した事業運営を行うことが必須になると思うんです。そういった点から、下水道事業に地方公営企業法を適用し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に更に的確に取り組むことが必要であると判断いたしました。

地方公営企業法を適用後も、引き続き、安心・安全で快適な下水道サービスを安定的に提供する運営に努めていただきますことをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第64号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、議第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

当委員の皆さん、きのう、きょうと慎重審議をしてもらいました。どうもありがとうございました。また、委員会議員の方々も、きょうは全員協議会のときに無理にお願いして、内容を聞いてくださいということで、全員そのまま参加してもらいまして、どうもありがとうございました。この議案については、委員会では一応きょう可決したということでございますが、あと理事者側がまたどの機会かに提案されて、本会議議決になると思いますが、どうかそのときには、また皆さん方の意思を尊重した形の中で採決に臨んでもらいたいと思います。どうもありがとうございました。

なお、当委員会で水道の話も、きょう関連してますが、時期を見て水道特別委員会を設置したらどうかという話が、協議会では話してと思いますが、それも機会を見て進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。以上でございます。

閉 会 午後6時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

西井 覚